

令和4年(ネ)第1893号 損害賠償請求等控訴事件

控訴人(一審原告) 部落解放同盟 外

被控訴人(一審被告) 示現舎合同会社 外2名

第4準備書面

2022年10月3日

東京高等裁判所 第16民事部二係 御中

控訴人ら(一審原告ら)代理人弁護士 河村健夫



同

山本志都



同

指宿昭一



同

中井雅人



本準備書面において、一審原告らは、原審判決の争点9及び争点10についての判断について反論を行い(第1及び第2)、原判決の事実認定に重大な欠落が存在することについて批判し(第3)、原判決がプライバシー権・名誉権の侵害を認めた一審原告らの範囲について、差別されない権利についてそれぞれ主張を補充し(第4及び第5)、本件がインターネット上で展開された差別であることからその特質について付言し(第6)、原審の損害論について批判する(第7)。

目次

第1 原告3名の情報公開にかかる不法行為（争点9）	4
1 一審原告1 5に対する不法行為について.....	4
(1) 被告官部による電話発信と通話した事実等の発信.....	4
(2) 被告官部による親族が経営する食肉販売店への押しかけ行為	5
(3) 意見陳述に対する侮辱表現のインターネット上の公開	6
(4) 陳述書のインターネット上の公開.....	6
2 一審原告2 4 8に対する不法行為について.....	6
(1) 家屋等のインターネット上の公開.....	6
(2) 陳述書のインターネット上の公開.....	7
3 一審原告3 2に対する不法行為について.....	8
第2 訴権濫用（争点10）	10
1 原判決	10
2 原判決の誤り	10
第3 原判決の事実認定に重大な欠落が存在することについて	11
1 原判決の部落差別に関する事実認定に重大な欠落が存在すること	12
2 身元調査を代表するプライム事件について.....	12
(1) 事件の概要.....	12
(2) プライム事件の特徴.....	14
(3) プライム事件で明らかになったこと	15
(4) プライム事件の背景にある同和地区出身者の調査	16
3 住宅販売会社の同和地区調査事件.....	17
(1) 事件の概要.....	17
(2) 国交省による行政指導.....	18
(3) 立ち入り調査の結果、同様の事例が多数発見されたこと	19
(4) ガイドラインの作成.....	20

4 メルカリ事件などの二次被害.....	21
(1) 滋賀県シルバー人材センター(2016年)	21
(2) 茨城県古河市職員ストーカー事件 (2018年)	22
(3) 佐賀県のメルカリ販売事件 (2018年)	23
(4) 各地の同和地区間い合わせ事件.....	24
5 原判決の部落差別に関する事実認定に重大な欠落が存在することが、原判決の不当な判決内容を導いていること.....	25
第4 原審のプライバシー権・名誉権の侵害を認めた判断の不合理性（補充）	27
1 原判決の誤り	27
2 身元調査の実態.....	27
3 転出者について生じる具体的な不都合.....	28
4 女性に生じる不利益.....	29
5 小括	30
第5 「差別されない権利」に関する補充主張.....	31
1 宪法14条制定時の議論.....	31
(1) 華族制度廃止の議論と部落問題.....	31
(2) 「差別をされない」の意味.....	35
(3) 文言についての確認～法的効果.....	38
(4) 参考になる裁判例.....	43
第6 インターネットの特性を考慮しない原判決の誤り	44
1 一審原告の権利侵害を制限する文脈でのみ「インターネット」に言及	44
2 一審原告の権利侵害においてもインターネットの特性を考慮しなければならない 45	45
(1) インターネットでの掲示であることが慰謝料の増額事由	45
(2) インターネットでの公表による「差別されない権利」の侵害	46
第7 損害額の認定について.....	47
1 原審の認定	48

2 著しく低額な損害額.....	48
(1) 名誉毀損訴訟・プライバシー侵害に対する慰謝料額について	48
(2) 本件の認容額の問題.....	49
(3) 損害額の算定にあたって検討すべき要素.....	50
3 算定方法の根拠を示さない原審判決.....	51
4 一審原告らのうち、その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された者は権利侵害が認められるべきであること（争点2）	51

第1 原告3名の情報公開にかかる不法行為（争点9）

1 一審原告15に対する不法行為について

(1) 被告宮部による電話発信と通話した事実等の発信

原判決は、「被告宮部は、平成28年4月9日頃、本件人物一覧に掲載された原告15の電話番号に電話を掛け、本人が出た旨を本件ツイッターアカウントにおいて発信したが（前記(1)ア）、被告宮部が電話をかけた回数は1度のみであり、当該発信によって原告15の電話番号にいたずら電話が増えた等の事情も認められないことからすれば、原告15において不法行為を構成するほどの権利侵害又は損害があったとは認められない。」（原判決47～48頁）

しかし、原判決は被告宮部の行為の問題性を捉え違えている。一審被告宮部は、「人物一覧」に掲載されている一審原告15の電話番号に電話をし、「実際に本人が出てきました」とTwitter投稿をしている（甲101）。つまり、一審被告宮部は、「人物一覧」に掲載されている一審原告15の電話番号が正しいのだとインターネット上で発信していることを意味する。その意味で電話発信と通話した事実等の発信は一審原告15にかかるあらたな情報の公開であり、違法性が認められる。

また、こうした一審被告宮部の行為は、それをインターネット上で見る不特定多数の人々に対し、「人物一覧」に掲載されている者への架電をしてもよいと煽り、またそのように扱ってもよいという雰囲気を醸成している。つまり、差別意識を新たに創り出し又は増長させる（原判決が言ういたずら電話が増える等の結果の問題ではなく、行為の危険性の問題である。）。

したがって、一審被告宮部の行為は、差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利を侵害する。

（2）被告宮部による親族が経営する食肉販売店への押しかけ行為

原判決は、「被告宮部は、平成29年8月1日頃、原告15の親族が営んでいる食肉販売店を無断で訪れ、その際の親族との会話内容の一部をインターネット上に公開したが（前記(1)ア）、原告15の法的に保護されるべき権利や利益を具体的に侵害したとは認められない。」とする（原判決48頁）。

しかし、これもまた原判決は一審被告宮部の行為の問題性を捉え違えている。その要因は原判決が、系譜による部落差別等の部落差別の実情を理解していないところにある（詳細は、控訴人第1準備書面書面（控訴理由書）第1「3 原判決が部落差別の実情を理解しようとせず、浅薄皮相な理解に基づいて判断したこと」等）。

一審被告宮部が行ったことは、一審原告の実家を暴き立て、その付近の同人の親族にまで接触している。しかも、一審被告宮部は、「部落探訪」（No.38/2017年8月21日）でも記載しているように、一審原告15の出身地をめがけて「探訪」し、その様子を被告示現舎のウェブサイトで公開している。親族が経営する店舗も同様であり、一審原告15の出身地付近の親族が経営する店舗をめがけて「探訪」しているのである。しかも、この押しかけの実態は、一審原告15陳述書（甲368）記載のとおり、一審原告15との関係性を殊更に強調するものであり、同人に対する威圧・圧力とみるのが自然なものであった。これは、「本件地域一覧」との関連性を有する者（例えば一審原告）について、関連性を有する地域を訪れて住居や自動車等を撮影してウェブ

サイトに掲載して特別な地域だと煽り、またそのように扱ってもよいという雰囲気を醸成するものだといえる。つまり、差別意識を新たに創り出し又は増長させている。

したがって、一審被告宮部の行為は、差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利を侵害する。

(3) 意見陳述に対する侮辱表現のインターネット上の公開

原判決は、一審被告宮部の行為の違法性を認めつつも、一審被告準備書面(1)による名誉感情侵害行為に対応する慰謝料額を1万円とした。

しかし、行為の違法性に比して、あまりにも低額である。また、一審被告宮部は、原判決言渡期日（2021年9月27日）以降、本準備書面提出時点においても、問題となっている一審被告準備書面(1)をインターネット上で公開し続けている。このような執拗さに鑑みても、原判決の慰謝料額が低額に過ぎることは明らかである。

(4) 陳述書のインターネット上の公開

原判決は、一審被告宮部の行為の違法性を認めつつも、陳述書公開による慰謝料額を1万円とした。

しかし、行為の違法性に比して、あまりにも低額である。また、一審被告宮部は、原判決言渡期日（2021年9月27日）以降、本準備書面提出時点においても、問題となっている陳述書をインターネット上で公開し続けている。このような執拗さに鑑みても、原判決の慰謝料額が低額に過ぎることは明らかである。

2 一審原告248に対する不法行為について

(1) 家屋等のインターネット上の公開

原判決は、「被告宮部は、平成29年6月頃、原告248所有の家屋及び自動車を無断で撮影した写真を掲載した記事をインターネットで公開したが（前記(1)ア）、同記事にはこれらの家屋や自動車が原告248のものであることを特定する記載はなく、

原告248の法的に保護されるべき権利や利益を具体的に侵害したとは認められない。」とする（原判決50頁）。

しかし、実際には、一審原告（部落解放の役員等）の出身地区を狙って「探訪」している。一審原告248に関する「部落探訪」記事のコメント欄には、「部落探訪記事は『解放同盟役員の出身地区シリーズ』が着々と進んでいますね。次はSですか。」（代理人注：代理人が地区名をSとした。）とのコメントが記載され、同コメントに対し、一審被告宮部が「いえ、たまたまです」など述べている（No. 33/2017年6月16日投稿・甲357・459）。しかし、その後、前記1(2)記載のとおり、一審被告宮部は2017年8月1日、S地区を「探訪」している（No. 38/2017年8月21日投稿・甲368）。そうすると、「たまたまです。」などというコメントは、とぼけているに過ぎず、実際には一審原告（部落解放の役員等）の出身地区を狙って「探訪」していたと見るのが自然である。

しかも、当該「部落探訪」の記事（No. 33/2017年6月16日投稿・甲357・459）に掲載されている自動車写真のナンバープレートは判読可能なものである。

このように「本件地域一覧」との関連性を有する者（例えば一審原告）について、関連性を有する地域を訪れて住居や自動車等を撮影してウェブサイトに掲載して特別な地域だと煽り、またそのように扱ってもよいという雰囲気を醸成するものだといえる。つまり、差別意識を新たに創り出し又は増長させている。

したがって、一審被告宮部の行為は、差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利を侵害する。

（2）陳述書のインターネット上の公開

原判決は、一審被告宮部の行為の違法性を認めつつも、陳述書公開による慰謝料額を1万円とした。

しかし、行為の違法性に比して、あまりにも低額である。また、一審被告宮部は、原判決言渡期日（2021年9月27日）以降、本準備書面提出時点においても、問

題となっている陳述書をインターネット上で公開し続けている。このような執拗さに鑑みても、原判決の慰謝料額が低額に過ぎることは明らかである。

3 一審原告32に対する不法行為について

原判決は、「被告宮部は、令和元年10月28日頃、承継前一審原告32の住所地に転籍したが（前記(1)エ）、これが承継前原告の死亡（平成30年9月12日）の後であることはおくとしても、転籍は本来的に自由に行えるものであり、承継前一審原告32に対する嫌がらせであると認めるに足る事情も特段認められないから、承継前一審原告32に対する不法行為が成立するとはいえない。」とする（原判決51頁）。

しかし、承継前一審原告32に対する嫌がらせであると認めるに足る事情は十分に認められる（嫌がらせ以外の目的が認定できない）。

一審原告は、請求の趣旨拡張申立書の第2の4、原告準備書面18の第2の2(2)において、本件訴訟提起後の被告らによるさらなる承継前一審原告32に対するさらなる加害行為を主張立証したが、一審被告らの尋問を経て、その責任はますます明らかになった。

甲第441号証を示す。

これもあなたのツイートですが、『【やってみた】部落に転籍して部落民になる方法』とタイトル付いていますよね。

はい。

で、同じテーマでユーチューブその他の動画投稿もしていますよね。

はい。

あなたが本籍を移した先は、このツイートだと「適当な部落」と書いてあるんだけど、実際のところ、原告のFさん、原告番号というところの32番、Fさんのところでしょう。

はい。

分かっていてやっていますね。

はい、そうです。

Fさんはこの裁判の途中で亡くなられているんだけど、亡くなったことを知ってやっていますよね。

はい、知っています。

嫌がらせのつもりですか。

いえ、だってうちの近くで、確実に部落だと分かるところがそこだったからです。

本籍を移すに当たって、原告Fさんの残された奥さんとかは、本籍地、あなたと一緒にされちゃうんですよ。そんなこと気付くでしょう、当然。

それが何か問題あるんでしょうか。

問題ないと思って移した。

はい、問題ないです。(以上、一審被告宮部18~19頁。)

このように一審被告宮部は、承継前一審原告32の住所地だと十分理解した上であって同住所地に転籍したことを認めている。しかも、一審被告宮部は、承継前一審原告32が本件訴訟係属中に亡くなっていることも認識している。この行為が嫌がらせではないことの言い訳として、「だってうちの近くで、確実に部落だと分かるところがそこだった」と述べているが、復刻版を出版する等している一審被告宮部が、「確実に部落だと分かるところ」が承継前一審原告32の住所地だけだったということはあり得ず、虚偽の言い訳としか考えられない。そうすると、一審被告宮部は、嫌がらせ目的で承継前一審原告32の住所地に転籍し、インターネット上で同住所地を公開したと見るのが合理的である。

また、承継前一審原告32の残された家族が、一審被告宮部と同じ本籍地になってしまふという被害について、「それが何か問題あるんでしょうか」と述べ、全く反省していない。

さらに、No. 21/2017年1月18日投稿の「部落探訪」では、「全国部落調査事件において、部落解放同盟神奈川県連のF記次長の陳述書が提出された。それによれば、伊勢原市では厳然と部落差別が残っているそうなので、実際に探訪してみることにした。」、「確かにこの部落にはF姓が多い。」と記載している（代理人注：個人名の記載はFと表記した。F=承継前一審原告32。）。このように一審被告宮部は、承継前一審原告32の本籍地に転籍させる以前より、同人が死亡する以前より、同人に対し執着し、関係する被差別部落をさらに暴き立てていた。

したがって、一審被告宮部の行為は、承継前一審原告32及びその承継人に対するさらなる加害行為であり、さらなる権利侵害を生じさせている。

第2 訴権濫用（争点10）

1 原判決

原判決は、「しかし、原告らは、本件反訴のどの部分が法律的根拠を欠くのか、被告らがそのことを知り、又は容易に知り得たことの具体的根拠について明確な主張をしていない。かえって、後記に説示するところによれば、本件反訴がおよそ法律的根拠を欠くものとは認め難く、原告らの主張は採用できない。」と判示する（原判決53頁）。

2 原判決の誤り

しかし、反訴被告（一審原告）準備書面2の第1や同準備書面3において、「本件反訴（請求の拡張）が法律的根拠を欠くことを知りながらまたは容易に知りえたにも関わらず、あえて反訴提起したもの」であることに対応する具体的根拠を示している。

それは措くとしても、例えば、被告宮部及び被告三品の顔写真を使用して支部等に配布した行為（争点15）について、原判決も、およそ肖像権侵害など成立し得ない旨判示しており（原判決56頁）、反訴被告（一審原告）らも自ら記者会見を開いているのであるから、こうした判断がなされることは容易に知り得たといえる。

また、同行為に関する名誉毀損についても、被告らが行っている部落の所在地等を晒す行為は、それ自体は原判決でも違法行為と判断され、それ以前の仮処分段階での複数の決定でも、「不当に差別されずに生活する法的利益」等の権利利益を侵害するものと判断されてきた。さらに以前には東京法務局から説示を受けていること、依命通知が出ていることは原判決も認定するところである。そうすると、「本件文書は、被告官部及び被告三品が同和地区住民や隣保館を訪ねて事細かに話を聞き出し、『部落探訪』なるホームページで写真や動画と併せて公開している旨を掲示して、その行為は悪質な差別行為であると論評するものである」(原判決56頁)として、重ねて反訴被告(一審原告)らの社会的評価が低下することはないといえる。そのことは前記説示等の事実関係を全て認識している反訴被告(一審原告)らも十分に認識していた。

仮処分申立や本訴提起に係る不法行為(争点12・13)についても、上記と同様、被告ら自身その違法性を認識しており、仮にそうでなかつたとしても部落差別の歴史的経緯に照らせば、一審原告らの請求原因がおよそ法律的根拠を欠くということはあり得ないのであり、部落問題について縷々持論を展開し、膨大な書証を提出している一審被告らがそのことを認識できないというのはあり得ない。

したがって、①本件反訴(請求の拡張)が法律的根拠を欠くことを知りながらまたは容易に知りえたにも関わらず、あえて反訴提起したものであり、かつ②法務省による2018年12月27日付「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について(依命通知)」(甲352)が出ていること、本訴における反訴原告らの認否反論の状況等を考慮すると反訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる。

よって、本件反訴は訴権の濫用であることが明らかであり、速やかに不適法として却下すべきである。

第3 原判決の事実認定に重大な欠落が存在することについて

1 原判決の部落差別に関する事実認定に重大な欠落が存在すること

原判決においては、部落差別に関する歴史的経緯や具体例、部落差別解消のための制度整備等について一定の言及を行なっているものの（原判決14頁から21頁。昭和50年の「人事極秘・部落地名総鑑事件」や平成16年の行政書士の戸籍不正取得事件等に言及している）、部落差別の実情に関する極めて重要な事実に関する認定が欠落している。

具体的には、下記の部落差別事件について言及するところがない。

- 1 身元調査のための戸籍の不正取得を代表するプライム事件
- 2 不動産取引における同和地区忌避を代表するY住宅販売会社の土地調査事件
- 3 一審被告の「全国部落調査」公表による二次的な差別事件

これらの事件は、今回の訴訟の本題というべき被差別部落出身者に対する身元調査や不動産取引における同和地区の調査の実態を知るうえで重要な事例であるにも関わらず、原判決は事実認定の基礎から全く除外した。そのため、原判決は人格権侵害の内容や不法行為の成立に関する判断において、一審原告の権利侵害を軽視する判断に陥り、一審原告が被った損害についても軽微な内容で判断するという誤りに陥っている。

以下、上記3事件について概観するとともに、当該事件の存在を考慮して権利侵害や損害を判断することが本件あるいは部落差別の実情に沿った判断であることを示すことをとする。

2 身元調査を代表するプライム事件について

（1）事件の概要

プライム事件とは、2011年11月に発覚した事件で、東京都千代田区神田のプライム法務事務所の社長や司法書士ら5人が、結婚相手の身元調査のために職務上請求書を偽造して大量に戸籍や住民票の不正取得を繰り返していた事件である（甲36号証。また、原審の一審原告準備書面2の3頁参照）。

名古屋地裁は、逮捕された5人全員に有罪判決を言い渡したが、その後、愛知県警

はプライム法務事務所とは別に、もうひとつ職務上請求書を偽造して戸籍を不正に取得していたグループがあることを突き止め、翌2012年、群馬県前橋市の興信所経営者と東京の行政書士ら3人を逮捕した。その後の調べで、「群馬ルート」と呼ばれているこのグループが職務上請求書の偽造を最初に思いついた“元祖”であったことが判明したのであるが、彼らは20年前から偽造印刷した用紙を使って不正取得を繰り広げ、プライム社らはそれをまねていたことが判明した。

プライム事件を捜査していた愛知県警は、戸籍の不正取得以外にもハローワークの職歴情報や携帯電話の個人情報、車両情報などさまざまな個人情報を不正な手段で取得し、売買している大がかりなネットワークを摘発し、最終的に33人を逮捕、裁判では全員が有罪になっている（それでもなお、闇ネットワークの残党らが違法行為を繰り返していたことにつき、甲107号証及び原審における一審原告準備書面6の20頁参照）。

つまり、プライム事件は単に司法書士が職務上請求用紙を偽造して身元調査を行なっていたという事件にとどまらず、身元調査のためにありとあらゆる個人情報を収集する闇のネットワークが形成されていたこと、そして、そのような巨大な身元調査を行うグループに対する一般市民の「需要」が旺盛であったことを示しているのである（市民の側に身元調査をお利用する者が絶えないことにつき、原審における一審原告準備書面10の12頁参照）。

なお、一審原告らは、原審の審理終結後の2021年8月に発生した栃木県の行政書士による身元調査事件について控訴審において言及し（一審原告の「第1準備書面（控訴理由書）」21頁参照）、行政書士会による調査を待っていたが、現時点で行政書士会からの適切な報告はなされていない状態にある。かかる事実も、①一般市民における「身元調査」に対する「需要」がなお旺盛であること、②行政書士会による自浄努力が不足していること、③ゆえに今後も同様の事件発生が強く懸念されること、を示しているのである。

(2) プライム事件の特徴

これまで戸籍の不正取得事件はたびたび発覚してきたが、プライム事件はこれまでの事件とは違った特徴をもっていた。

第1点目は、職務上請求用紙を偽造したことである。身元調査のために職務上請求用紙が悪用される事件はこれまでも存在していたが、職務上請求用紙そのものを偽造するという手口はプライム事件が初めてであった。

偽造まで行うに至った背景には、戸籍法の改正と職務上請求用紙の不正使用を防止するための業界内部の規制強化が存在している。すなわち、法務省は1975年の「部落地名総鑑事件」の反省から戸籍法を改正し、正当な理由が存在しない限り本人か直系の尊属しか戸籍請求ができないようにした。また、有資格者が不正取得に加担する事件がたびたび発覚したため、各士業団体は職務上請求用紙の管理をいっそう厳しくした。具体的には、50枚1つづりの職務上請求用紙を新規に購入する場合は、使った請求用紙のカーボンの控えを所属する会に提出し、職員が1枚ずつチェックすることにしたため、職務上請求用紙を使った不正取得が非常に困難になってきた。そこで考え出されたのが職務上請求用紙そのものを偽造印刷するという新しい手口だった。これならいくら使っても行政書士会や司法書士会などに使用後の控えを提出する必要がなくなり、不正がバレないと踏んだのである。

2点目は、全国にまたがる大掛かりなネットワークができていたことである。実際、身元調査の依頼者やそれを引き受けた調査会社は、沖縄から北海道まで日本中にまたがっていた。この全国にまたがった不正取得のネットワークでは、次のような方法で不正取得による身元調査をおこなっていた。
①まず依頼者は地元の興信所・探偵社に身元調査を依頼し、依頼を受けた興信所や探偵社は、業界内で「情報屋」と呼ばれた愛知県の調査会社に戸籍の取得を依頼する。
②「情報屋」は、プライム社と群馬県の興信所のどちらかに戸籍の取得を依頼し、両者が偽造印刷した職務上請求書を使って市町村から戸籍などを取得し、逆ルートで地元の興信所に戸籍を送信する。
③戸籍を受け取った地元の興信所は、「全国部落調査」に類似した部落の地名リスト等と照合し

て対象者が同和地区出身かどうかを調べ、その旨を依頼者に返事する。

このような方法で同和地区出身者の身元調査がおこなわれていたのである。その数は警察発表では2万件であったが、NHKのニュース番組「クローズアップ現在」で放送されたプライム法務事務所の内部の映像では、段ボールに戸籍や住民票が山積みになっている様子が映っており、身元調査の依頼数はどう少なく見積もってもプライム法務事務所だけで数万件は下らない。

(3) プライム事件で明らかになったこと

プライム事件では、次のことが明らかになっている。

ひとつは、戸籍と住民票が同和地区の身元調査に使われていたことである。裁判の中でプライム社の社長は、「お客様の依頼は、85%から90%が結婚相手の身元調査と浮気の調査である」と証言している。また、もう一人の主犯格の横浜興信所の社長は、「依頼の半分は結婚の相手の身元調査だ」と語っていた。この二人の話しを総合すれば少なくとも不正に取られた戸籍の半分は、結婚相手の身元調査に使われていたことになる。

「群馬ルート」の主犯で、職務上請求書の元祖偽造印刷者の元行政書士は、名古屋地裁の公判で上申書を提出して自らの反省を述べ、減刑を嘆願したが、彼は「探偵業界では、不正取得は蔓延している」と述べたうえで、「明治時代から続いて来たような調査を求める人が多い」と同和地区に対する身元調査の依頼がいまも根強く続いていることを強調し、不正取得をなくすためには「国民も意識を変えていただきたい」と自分のことを棚にあげて述べていたのである。

ふたつ目は、個人情報が一大ビジネスになっていることである。裁判の結果、プライム社は、3年間に2億3500万円の不当利得をあげ、社長が1億5000万円、横浜の興信所の社長が7500万円と二人で山分けしていたことが判明した。元締めになっていた名古屋の「情報屋」は、5年間に12億7000万円稼ぎ、経営者は170万円の月給を取っていたことが判明している。群馬ルートの興信所は8ヶ月で1

億5000万円、元祖職務上請求書偽造印刷者の0元行政書士は5年間で4億5981万円の不当な利得を得ていたことが明らかになった。根強く残る部落差別意識が背景にあることを如実に示す事実である。

(4) プライム事件の背景にある同和地区出身者の調査

このとおり、プライム事件の背景には同和地区に対する忌避意識が存在する。各地の自治体がおこなっている調査でも、「同和地区出身者との結婚は避けたい」という回答がどこでも2~3割程度存在しており、かかる忌避意識の存在を裏付けている。

部落解放同盟埼玉県連がおこなった「同和地区問い合わせ調査」(2012年)では、現在も電話もしくは直接市役所に来所して同和地区かどうかを問い合わせる市民が多いことが複数報告されている。例えば、ふじみ野市では、2011年6月に60歳代の母親と30歳代の娘が二人で市役所に来て「娘が土地を買おうと思っているのだが、参考にふじみ野市に同和地区があったかどうか知りたい。S川の川沿いにあったと聞いたことがある。教えてもらいたい」と問い合わせた。日高市役所では、女性が電話で、「自分は、近く見合いをする予定だ。相手の男性は日高市の市民だけれど、日高市のどこが同和地区なのか教えてもらいたい」と問い合わせた。市の職員が同和地区の場所を教えることはないのであるが、教えてくれないことを不満に思った彼女は、その日の午後市役所にやって来て、「なぜ教えてくれないのか」と迫ったとのことである。その際は課長と係長が別室で1時間近く話し合いをしたもの、その女性は納得できないといった様子で帰っていった。

このような同和地区の問い合わせは、福岡や京都、香川、奈良など各地で報告されている。その背景に同和地区への忌避意識が根強く存在していることは明らかであつて、今回の訴訟で問題になっている「全国部落調査」が公表されれば、それが身元調査の材料として悪用されることは火を見るよりも明らかである。

3 住宅販売会社の同和地区調査事件

(1) 事件の概要

2つ目は、2013年に起きた住宅販売会社の同和地区調査事件である（甲35号証、36号証参照）。

2013年11月、群馬県桐生市に本社をおくY住宅販売会社和歌山支店の社員が、「建築設計概要書」の交付を申請するための添付資料を和歌山県伊都振興局建設部にファックス送信した。このとき社員が誤って通常社内で使用している「競売仕入れチェック表」3枚を送信したことからこの事件が発覚した。

この「チェック表」は、物件を購入するかどうかを判断するために作成された調査表で、物件の面積や最寄りの駅、ガス・水道などインフラに関する情報など100項目に近い情報を記入する表であるが、「チェック表」の特記欄には、3枚ともに手書きで「同和地区」「同和地区であり、極端に需要は減少するものと思われる」と書き込みがされ、ぐるぐると何重にも丸で囲まれていたのである。それを見た県の職員は「この会社は物件を仕入れる際、同和地区かどうかを調べているのではないか」との疑いを持ち、もしそうなら看過できない人権問題であると判断して11月26日、同社支店職員を県に呼び出して事実聴取を行なった。誤魔化しようがない現物を突きつけられた支店職員は、自分が記載したこと認めざるを得なかった。同社支店職員は、「なぜ記入したのか」との質問に対して「同和地区の物件は売れないという過去の経験から、購入しないほうがよいという意思表示をするために記入した」と回答している。

Y社は、中古住宅の販売をおこなう会社で、入札によって競売物件を買い取ってはリフォームしたうえで販売することを主たる事業としており、業界では売り上げは全国一位であって、大阪府以外の全国の都道府県に130以上の支店をおいている。和歌山県は、同和問題に関わる重要な差別事案としてこの問題を取り上げ、その後3回にわたりY社支店の社員と店長に事情聴取を実施し、最終的に2013年6月3日に和歌山県知事名で「宅地建物取引業法第71条の規定に基づく指導について」と題

して行政指導を行なった。指導文書では、「宅地建物取引業の適正な運営を確保するため、貴店従業員に対し、宅地建物取引業者としての社会的責務を周知徹底すること。とりわけ、同和問題を始めとする人権問題に対する意識の向上に継続的に努めること」と述べ、社員教育を徹底することを求めた。

(2) 国交省による行政指導

和歌山県は、Y社が和歌山だけではなく全国に支店を置く企業であることから、2014年2月に国交省に事案を報告し、住宅販売会社への指導を依頼した。和歌山県から報告を受けた国交省は、2月21日にY社の本社を呼び出したうえで事情を聴取し、3月8日に国土交通省関東地方整備局長名でY社に対して同様の記載がないか全国の支店を調査のうえ回答するように文章を送付した。また、4月19日にY社に対して「指導書」を手渡した。指導書では、再発防止のために「宅建取引業者としての社会的責務に関する意識について、役員及び宅建取引業の従事者すべてに周知徹底するとともに、社内体制を整え、今後継続的に従事者の資質の向上に努めるなど所要の措置を講じ、宅地建物取引業の適正な運営を確保すること。特に人権問題に対する意識の向上に努めること」と全社員への教育を指示している。

国交省は、Y社以外の他の事業者でも同様の行為が行われている可能性が否定できないことから、7月23日に全国宅地建物取引業協会連合会、全日本不動産協会、全日本住宅産業協会、マンション管理業協会、日本賃貸住宅管理協会など関係8団体に対して「不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について」と題する通知を送付した。通知では「未だに一部において人権の尊重の観点から不適切な事象が見受けられる」と述べたうえで、「同和地区、在日外国人、障がい者、高齢者をめぐる人権意識の向上を図るために不動産業界として不断の努力が求められる。」と指摘し、「講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進」を要請した。

(3) 立ち入り調査の結果、同様の事例が多数発見されたこと

国交省は、11月19日に関係14府県を招集して「宅地建物取引業に係わる人権意識の向上等に関する会議」を開催した。会議には、14府県の宅建業界指導担当課と人権担当課が出席し、国交省から7人が出席した。国交省と和歌山県が事件に係わる一連の情報を提供し、会議を踏まえて各府県は地元の支店に対する立ち入り調査を実施することとなった。

立ち入り調査の結果、次の事実が判明した。

1点目は、14府県の支店でもチェック表に「同和地区」「特殊部落」など露骨でストレートな差別記載が26件見られたこと。具体的には、「同和地区」(長野、和歌山)、「○○町は同和地区」(大阪)、「旧同和地区」(京都)、「特別地域」(熊本)、「特殊地区」(愛媛、奈良)、「特殊地域」(奈良)などであり、「同和内ド真中。安く買う」(福岡)、「D地区的ド真ん中 地域性注意」(山口)「不人気小学校区(○○→△△) 同和地区」(徳島)など悪質な差別表現も見られた。

2点目は、さまざまな形で同和地区の情報が集められており、インターネット上の情報が参照されたケースも含まれていることが判明したこと。

調査では、「同和地区であるという情報はどこから入手したのか」旨の質問項目が設けられていたところ、「当時、地元出身の従業員から聞いて書いた」(静岡)、「地元の社員から聞いて書いた」(滋賀)、「以前在籍した地元出身者(同僚)が言っていた」(京都)という回答が多く存在した。また、「口コミで知っていた。担当者の集まりでも『同和地区』といった言葉を耳にした」(長野)など宅建業界の情報から所在地を知ったという回答も見られた。そのほか、「物件調査中、近隣の人から(自分が尋ねるではなく)、相手から言ってきた」(奈良)、「物件調査中(近隣への聞き込み)、近所の方から『同和地区である』と言われ記載」(福岡)、「過去、同地域の物件の販売会において、来場者から教えられて知った」(山口)、「地元の方から聞いた情報。生まれ育って得た情報であると話していた」(愛媛)など現地の近隣住民や販売会の来場者から同和地区だと教えられたなどの回答も多く存在していた。さらには、インターネットで隣保館など

と検索し「物件の所在地と照合した」「週刊誌などの部落出身者の記事をもとに、同じ名字が多い地域を住宅地区で確認し判断した」などの回答も存在していた。

3点目は、お客様から「同和地区かどうか」の問い合わせを受けた体験を持ついる社員が多いことが報告されたこと。

「販売時にお客さんから聞かれることがある」(山口)、「依頼客から同和地区かどうかを聞かれることもあった」(長野)、「聞かれることもある」(奈良)、「年に1~2回ある」(京都)、「たまにある」(滋賀)など顧客からの問い合わせがあった旨の回答が存在した。

なお、Y社はこの事件の後、社員のアンケート調査を行っているが、アンケート調査では「取引物件の所在地が同和地区かどうかの質問を受けたことがありますか」(問8)という質問に対して27%の職員が「ある」と回答しており、「1~2回」が14.8%、「3~5回」が6.2%、「それ以上ある」が6.0%となっていて、地域的には関東・甲信越、東海・北陸・近畿、中国・四国・九州と西に行くほど質問の経験が増えている。

(4) ガイドラインの作成

この事件を教訓に、同和地区的運動団体は、各都府県の自治体や宅建協会・不動産協会に対して不動産取引における部落差別をなくすためのガイドラインの作成を要請した。その結果、例えば福岡県では県と関係業者が協力して「福岡県宅地建物取引における人権問題に関する指針(H26年)」(福岡県)を作成し、大阪府でも「大阪府宅地建物取引における人権問題に関する指針」(H20改定)などを作成して、業界自らが不動産の売買における同和地区への差別をなくそうと努力を始めている。

作成されたガイドラインでは、①差別につながる同和地区的調査はおこなわない。②同和地区的情報をお客様に提供しない。③差別につながる「問い合わせ」や依頼には答えない。④仮にお客から問い合わせがあった場合には「同和地区を忌避するのは差別になるからやめよう」と話しかけるなどが柱として盛り込まれている。

以上のように不動産取引における部落差別をなくすために「宅建取引ガイドライン」がつくられ、業界自身も周知徹底に努めてきたのであるが、今回、一審被告が「全国部落調査」を公表したことによって同和地区の所在地を誰もが簡単に知ることができる状況が作られた。かかる状況は、事件を教訓に全国各地で作成した「宅建取引ガイドライン」を無効化するに等しいものであり、宅建取引における差別をなくすために取り組んできた国及び地方自治体や宅建関連業界に対する挑戦とも言うべき行為である。

4 メルカリ事件などの二次被害

三つ目は、一審被告らがインターネットに「全国部落調査」を掲載し、その情報を拡散させたことによって全国各地で2次被害とでも言うべき様々な問題が発生していることである。次に代表的な4つの事例を取り上げ、二次被害の現状を説明する。

(1) 滋賀県シルバー人材センター(2016年)

1点目は、2016年に滋賀県栗東市のシルバー人材センターで起きたチラシ配布事件である(甲347号証)。同年3月、シルバー人材センターの喫茶コーナーのカウンターに、A3サイズのポスター大のような大きな印刷物が3枚置かれているのを利用者の1人が発見した。印刷物には「滋賀県下の同和地区一覧」が刷り込まれており、それは一審被告がインターネットに晒した「全国部落調査」の滋賀県の部分がそっくり拡大コピーされたもので、滋賀県内の同和地区の具体的地名、戸数、人口が記載されていた。まさに『復刻版 全国部落調査』から得た情報を転記したものに外ならず、ピラの内容はほぼ完全に一致していたのである。

また、印刷物の裏面には「B出身の著名人」「Kの有名人」などの見出しで、政治家や芸能人、スポーツ選手の名前が列挙されていた。「B」とは同和地区(被差別部落)にルーツを持つ者に対する賤称で、「K」との表記は朝鮮半島にルーツを持つ者に対する賤称であると思われる。

その後、この事件の報告を受けた地元の自治体が地元の運動団体とともにチラシを作製した人物を探した結果、作成者が判明している。作成者は高齢の男性であり、行政職員がチラシの配布がいかに部落差別を助長するものであるかを本人に2度にわたって指導した。

(2) 茨城県古河市職員ストーカー事件（2018年）

2点目は、茨城県古河市でストーカー行為を繰り返していた市の職員が、ストーカーの手段として「全国部落調査」を悪用した事件である（甲348号証）。

古河市では2018年の春から市の女性職員に対してストーカー行為をはたらく卑劣な事件が発生し、被害女性が警察に被害を申告していた。事件は、当初は女性の名前をかたって商品を注文する嫌がらせがなされていたが、次第にエスカレートして7月20日には地元の運動団体（部落解放同盟ではない別な団体）に対して「差別発言告発文」を送りつけてくる事態に発展した。

「差別発言告発文」は「私は〇〇町の△△と申します」と同和地区出身を騙って作成されており、被害女性が「〇〇（＊具体的地名）は部落だからそこの男性とは結婚するな、特に△△姓はやめろ、と親に言われている」「本人（＝被害女性）もエタ、ひにんは、何をされるかわからない。〇〇には怖いから一人では行かないと言っていたそうです」と発言したから「ぜひ糾弾して欲しい」と要請する内容であり、同書面には被害女性の実名と住所・電話番号が記載されていた。

もちろん被害女性はそのような発言しておらず、ストーカー行為を行なっていた加害者男性が「自分は同和地区出身者である」旨の虚偽の事実を記載し、被害女性が発言してもいい差別発言を行なったかのように虚偽の事実を記載し、部落解放運動団体に被害女性への「糾弾」を実施することを求めるという、とんでもない嫌がらせ行為であった。

その後、ストーカーをおこなっていた者は逮捕され、同じ市役所に勤務する47歳の男性職員であることが判明した。

加害者男性は反省文に「今年の6月頃です。告発文を作成するにあたり、彼女の地元〇〇の同和地区について情報蒐集していたところ、インターネットサイト「同和地区Wiki」の中の「茨城県」で見つけました。」「最初からこのサイトを選んだわけではなく、検索サイト Google で「〇〇 同和地区」を入力したらこのサイトがヒットしました。今回、この「同和地区Wiki」サイトを見て正直、驚きました」「全国の被差別部落が一覧として掲載されており、このようなデータが簡単に閲覧できてしまったからです。それまでは差別的情報サイトを見たことはございませんでした」と記載している。一審被告らがインターネットに「全国部落調査」を掲載した情報がストーカー犯罪の道具として悪用されたケースであり、被害女性に多大な恐怖や心痛を与えた極めて悪質な事件である。

(3) 佐賀県のメルカリ販売事件（2018年）

3点目は、インターネットから「復刻版 全国部落調査」のデータを取り出して、オンデマンド印刷で製本にしたものernetのフリーマーケット「メルカリ」で3冊販売した佐賀県のメルカリ事件である（甲349号証、甲350号証、甲485号証）。

メルカリに出品したのはハンドルネーム「まりつか」を名乗る19歳の男性であるが、「私は2016年、高校1年生の秋、現代社会の授業で「部落差別」について学習したが、あまり詳しいことについては触れられなかったのでもっと知りたいと思い、インターネットで検索したところ、一審被告が掲載している「全国部落調査」に出会い、「こんな珍しいものがネット上に出ているのか、とおもしろくなり」、本を作成したと述べている（甲351号証）。作成に当たっては、「自由にオンデマンド印刷できることで掲載されていたのでやってみたくなり、3冊印刷して製本した」と述べているが、「メルカリ」を使って売りに出す際、「出品するときは、示現倉の書いていた説明を参考にして、以下のような説明をつけたと述べている。

「ご覧いただきありがとうございます。／『全国部落調査』という古い本の復刻版となります。・・・。／以前Amazonで販売される予定でしたが、突然出版禁止

となってしまい、現在も販売されていない幻の本です。(画像6枚目に当時の画像を載せています。)／示現舎が作成したデータのPDFを元にオンデマンド印刷で作成したものです。(複製の許可は不要と書いてあります。)

ハンドルネーム「まりっか」を名乗る人物は、2019年1月に「メルカリ」で最初の1冊を出品して5555円で販売し、2冊目は3500円で、3冊目は5000円で販売したと報告している。また予想外の高価格で売れたことから、2019年1月下旬にさらに2冊を追加製本したが、『復刻版 全国部落調査』が出版禁止の仮処分となっていること、本訴が提起されていることはネット上の情報で知っていたと述べている。

一審被告はインターネットの書き込みで、「独り言です」などと言いながら印刷製本するよう誘導し、また「メルカリ」で販売することを推奨している(原審の一審原告準備書面12の7頁参照)。まだ社会経験が少ない高校生が「全国部落リスト」を製本し販売するに及んだ責任は、なべて「復刻版 全国部落調査」の情報をインターネットに掲載し、巧みに製本販売を誘導した一審被告にあることは明白である。

(4) 各地の同和地区問い合わせ事件

4点目は、全国各地の自治体や部落解放同盟の事務所に、同和地区の問い合わせの電話が増えていることである。例えば、2016年、鳥取県M町に「インターネットの同和地区一覧に娘の結婚相手の住所が出ている。この地名は本当に同和地区か」という電話の問い合わせがあった。職員は「それは差別になるから教えることは出来ません」と回答しているが、この種の問い合わせが各地で急増しているのである。

兵庫では、部落解放同盟の県連事務所に直接電話をかけてきて「ネットに出ているが、○○(地名)は本当に部落かどうか教えてほしい」と問い合わせた人物がいた。たまたま電話に出たのは原告の一人であるH氏であり、「あなたは何を見たのですか」と尋ねたところ、電話の主は「全国部落調査をみた」と説明した(2018年)。大阪では、中学生がネットで校区内に部落があることを調べ、授業の中で「C町は部落み

たい」と発言する事件が発生している（2017年）。福岡福岡県筑後地区協議会には、「（全国部落調査）復刻版には〇〇地区が出ていない」などと解放運動を揶揄する差別はがきを送りつける事件が発生するに至っている。

問い合わせが急増している背景には、「復刻版 全国部落調査」をインターネットで見た人間が心理的に不安にかられ、行政による確認を求める心理が存在していることは明らかである。少なくとも兵庫県・福岡県の事例は一審被告が「復刻版 全国部落調査」のデータをインターネット上でばら撒かなければ発生しなかったことは明らかであり、一審被告の行為が文字通り日々部落差別を助長拡散させていることを裏付ける事象であることは明白である。

5 原判決の部落差別に関する事実認定に重大な欠落が存在することが、原判決の不当な判決内容を導いていること

以上のとおり、

- 1) 原判決は、近年発生した大規模な身元調査事件である「プライム事件」に関する事実認定をことさらに回避し、現在もなお残存する部落差別意識と身元調査の実態について軽視していること
- 2) 原判決は、不動産業者において同和地区の不動産取引を忌避する業界慣行が2013年時点においても全国的に広く存在するなど「同和地区とみなされることにより発生する、土地情報に関する部落差別」が今なお横行している実態を軽視していること
- 3) 原判決は、一審被告らが「復刻版 全国部落調査」のデータをインターネット上でばら撒いたことが明らかな原因となっている深刻な二次被害に関する事実認定をことさらに回避し、一審被告らの行為の悪質性に関する事実認定を欠落させていることが明らかである。

原判決は、一審被告らの行為により権利侵害を生じたと認める一審原告の範囲を「自らの現在の本籍・現在の住所地」が被差別部落にあると認定した原告に限定しているが、

かかる原判決の認定がいかに部落差別の実情（特に、親類縁者まで遡って調査される身元調査の実態）を無視しているかは、控訴審における一審原告の主張で厳しく指摘した。原判決の身元調査に対する「甘い」認定は、身元調査における闇の個人情報収集ネットワークが全国に秘密裏に構築されていたことが暴露された「プライム事件」に関する認定が甘かったからと言わざるを得ない。

原判決は、「復刻版 全国部落調査」の差止めを認める範囲につき 25 都府県に限定し、16 都府県を「野放し」にしているが、住宅販売業者における露骨な部落差別事件では、例えば差止めが認められなかった山口県の業者が「D 地区のド真ん中 地域性注意」と、ストレートかつ露骨な差別意識を記載して恥じないのである。

原判決は、一審被告らが「復刻版 全国部落調査」のデータをインターネット上に公開したことが原因となって発生したことが明白である各種の事件について触れることがないが、深刻な二次被害が複数発生しているという事実こそ、一審被告の行為による権利侵害や損害の発生に関して最も重要な事実であることは論を待たない。

原判決が上記の 3 点について、部落差別の実情や一審被告の行為の違法性評価に関する資料として適切に吟味することができていたならば、①「復刻版 全国部落調査」の書籍発行が一審被告示現舎の名において予告され、一審被告示現舎のホームページにおいて書籍発行を告知しているにもかかわらず、一審被告示現舎や一審被告三品の責任をほぼ認めないとの異常な判断は回避されていただろうし、②身元調査の実態を見誤り「一審原告本人の現在の本籍・現在の住所」との関係でしか権利侵害を認めないと、部落差別の実情とかけ離れた判断も回避できていたであろうし、③差止めの範囲につき 25 都府県に限定するという中途半端な判断も回避できていた可能性が高い。また、一審原告に生じた損害について数千円から数万円の範囲でしか認めないと、損害の軽視についても回避できた可能性が高い。

蟹は自らの甲羅に似せてしか穴を掘ることができない。原判決は、部落差別に関する極めて重要な事実関係について適切に理解することができず、部落差別の実態や一審被告の悪質性に関する重要な事実認定を欠落させた結果として、極めて限定された権利救

済しか認めないと誤った判断に陥った。

一番原告らは、控訴審において原判決の誤りが是正され、上記各事実に関する評価を含め、適切な事実認定のもと適切な権利救済が図られることを注視している。

第4 原審のプライバシー権・名誉権の侵害を認めた判断の不合理性（補充）

1 原判決の誤り

原判決が本件においてプライバシー権及び名誉権侵害が成立する範囲について、「復刻版 全国部落調査」に係る情報（原判決で言うところの「本件地域一覧」に係る情報）との関係では「現在の住所・本籍」に限定して「過去の住所・本籍」や「親族の住所・本籍」との関係で権利侵害を否定したことが誤っていることについては、すでに第1準備書面で詳述したところである。以下、そのような原判決の判断を維持することで生ずる不合理について補充する。

2 身元調査の実態

戸籍には、本人の本籍地が記載されているだけではなく、従前の本籍に関する具体的地名（従前本籍地）が記載されているし、多くの場合、親族の情報も掲載されている。住民票も、取得された本人の現在の住所地が記載されているだけではなく、転入前の従前の住所地が記載されている。

身元調査がまず戸籍の取得という形で行われるのは、戸籍が土地と系譜に関する情報が関連づけて記載されるという特徴を有するものだからである。1つの戸籍を入手すれば、さらにさかのぼって改製前戸籍等を取得して、系譜を解明することもできる。

そして、「現在の住所地」「現在の本籍地」「過去の住所地」「過去の本籍地」「出生地」「親族の本籍」「親族の住所」など、さまざまな理由で差別に及ぶものがいることもこれまで指摘してきたとおりである。これまでの差別事例をみても、過去の住所・本籍や親族の住所・本籍まで含めて被差別部落と関わりがあるかどうかを探られ、仮に現在、本

人の現在の住所地・本籍地が被差別部落と関わりのない場所に置かれていたとしても、部落差別の被害にあうというのが実態である。

3 転出者について生じる具体的な不都合

甲486として、齋藤尚子氏による、関西社会学会大会発表「被差別部落からの転出とアイデンティティ」を提出した。齋藤尚子氏は、被差別部落出身者であることを理由にして「結婚差別」を経験した人たちの聞き取りや相談から分析をした『結婚差別の社会学』(勁草書房 2017年) の著者である。

上記学会報告は、まさに本件原審判決を経て、「部落に住んでいなかつたり本籍を置いていなかつたりする『部落からの転出者』は、部落出身者という『プライバシー情報』の保護の対象にあたらないと判断されてしまったこと」、すなわち、「部落から転出した人は、部落出身のアイデンティティを持っていましたとしても、あるいは現在も部落のコミュニティの一員であったとしても、部落出身者としてのプライバシーを保護され事が認められなかつたということ」を問題とし、「そのような判断は、部落からの転出者の実態に合致しているといえるのだろうか」という観点から、(本件訴訟の原告ではない)被差別部落出身であるが部落から転出した者に対してインタビュー調査を行ったものである。

インタビューを受けた2名はそれぞれ、進学して他府県へ、あるいは、親の自宅購入によって隣接する町内（徒歩3分程度）へ転出した。そして、他府県へ行った人は70代になってからほぼ地区内と言える場所にUターンしてきており、いずれも現在、生活の基盤を地区内においている部落コミュニティの一員である。しかし、この2名は原審の基準ではプライバシー権の侵害は認められなかつたであろう。

しかし、2名とも強い部落に対するアイデンティティを有しており、いったん転出したことを基準にして、プライバシー保護の対象になるか否かが判断されることについて理不尽であると感じている（移動の自由が憲法上保障されていることからしても、移動すれば事実上受ける不利益があるとしても損害の填補を受けられないという結論にな

ることは許されない）。また、転出したからといって差別されないと述べている。

前述したとおり、差別的な意図をもって調査をする者は、従前本籍地や従前住所、出生地、親族に関するそれらまで差別の理由にするのであり、差別の実態からもしても、転出したからといって、プライバシー権侵害がないと判断されるのは不当と言わざるをえない。

4 女性に生じる不利益

現行民法では、男女が結婚するときは、全ての夫婦は必ず同じ姓を名乗ることになっている。そして、現在にいたっても、女性が従前の姓を変更することが一般的である。具体的にいえば、総務省の統計によれば、婚姻時に夫の姓を名乗る夫婦は、1990年代後半に約97%だったが、2020年に至っても約95%で大きくは変わっていない。

夫の姓を名乗るというのは、婚姻において新しく作られた戸籍の筆頭者を夫とすることである。新しい戸籍の本籍地をどこにするかは本来自由に決めることができる。しかし、いまだに結婚を旧民法上の概念である「入籍」と表現する人が多くいるように、夫の戸籍に入るという感覚がまだ根強いのか、夫の従前本籍地（多くは実家）をそのまま変更せずに届け出を出す人がいまだ多数派である（ある結婚サービス情報提供会社のホームページ掲載の「アンケート」によれば、「彼の実家」42%、「2人の新居」36%、「彼の今住んでいる住所」13%となっている）。結局、女性は婚姻時に多くの人が自分の従前の本籍地を変更することになる。

また、婚姻後、職業によっては配偶者の転勤に同行するなど、配偶者の事情によって転居することがあるが、自分自身の事情ではなく転居を余儀なくされる人の割合も、いまだ女性の方が多い（直接的なデータはないが、独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）が2016年8月から9月にかけて全国の常用労働者300名以上の1万社について調査し、2017年1月に公表した「企業における転勤の実態に関する調査」によれば、全国転勤型の正社員（総合職）のうち、実際の転勤経験者は、男性の場

合、「1割程度」が21%でもっとも割合が高く、次いで、「2割程度」が17%、「3～4割程度」が17%などとなっている。一方、女性の場合、「転勤経験者はほとんどない」が52%でもっとも割合が高く、次いで、「1割程度」が19%、「2割程度」が6%などとなっている)。

さらに、かつては、厳しい結婚差別により、被差別部落出身者どうしが結婚する割合が高かったものの(1919年1月末の「内務省調査報告書」によれば、被差別部落出身者が当事者の婚姻のうち通婚(どちらかが非被差別部落出身者である婚姻)はわずか3%であった)が、1963年総務庁調査では11.8%、1985年の総務庁調査では30.3%、1993年の総務庁調査(全国的な調査としては最後)では36.6%と増加している。1993年の調査では、夫の年齢階級別に見た夫婦の組み合わせで、80歳以上では夫婦とも地区の生まれであるパターンが8割だが、年齢が若くなるにつれて通婚率が高くなっている。とすれば、女性が婚姻して夫の従前本籍地に新しい戸籍を作れば、女性は現在の本籍地は部落外ということになり、そのようなケースは年々増加しているといえる。

このような実態をふまえれば、「現在の本籍地」「現在の住所」と限定することによって、被差別部落出身である(従前本籍地や住所地、出生地、親族の本籍地や住所地が被差別部落にある)女性が、婚姻によって、あるいは配偶者の事情によって、本籍地や住所地の変更を行った場合には、原審裁判所の基準からはずれ、一方的に、自身がそれまでに形成し有することになったアイデンティティを奪われることになる。これは女性にとって構造的な不利益であり、差別的な結果といえる。

5 小括

プライバシー権・名誉権の侵害される範囲について、原審の判断を維持することは以上のようない合理的な不合理が生じ、許されないことを補充的に指摘する。

第5 「差別されない権利」に関する補充主張

ここでは、憲法14条1項の制定過程で、具体的に部落差別を想定して「社会的身分」という言葉が挿入され、国民の間で差別する者とされる者とが生まれることを防ぎ、差別されないで生きることを保障することを意識して「差別されない」という文言が使われるようになったことを確認し、「差別されない権利」には具体的権利性が認められることについて、主張を補充する。

1 憲法14条制定時の議論

(1) 華族制度廃止の議論と部落問題

敗戦後間もない1945年11月30日第89回帝国議会の衆議院本会議で、松本治一郎（1936年から衆議院議員）は、以下のとおり、質問をして、華族制度の廃止を求めた。

「戦争中國民に對して壓政を行つて居りました政治勢力は遂に其の勢力を失ひ、國家統治法たる憲法も亦茲に好むと好まざると拘らず改正を行はざるを得なくなり、天皇の大權も亦削減されねばならぬ状態に立至つたのであります、斯くの如き深刻な政治變革が行はれて居りまする時に、政府が封建的殘存物である華族制度の如きものを今日に至るまで廢止せずに、其の儘にして置くことは、洵に不可解と言はねばなりません、今政府が是等の廢止を斷行するに躊躇して居ることは、依然として彼等の地位を何とかして残して置かうとして居るものとしか考へられないであります、私は既に三十年來華族制度の廢止を主張し、其の爲に鬪争を續けて參つて居るのであります、それは次の理由に依るものであります、全國に散在して居りまする五百萬の水平社部落に屬して居りまする者は、彼の徳川封建政治の下に、今尚ほ特殊なる身分として、社會的に不幸極まる差別待遇を受け、甚だしく蔑視され、暴虐と差別の爲に、多くの人が死し、悲慘極まる事態が起りましたことは數限りないのであります、是等のことは何等據るべき理由あるにあらずして、彼の狡猾極まる徳川幕府の階級政治の犠牲となされたのでありま

して、此の歪められたる我が國の歴史がさうさせたのであります、明治維新の後、即ち明治四年八月二十八日、太政官布告第六十一號を以て解放せられ、差別的な名稱は法律上廢止されて居るのであります、此の封建的な差別觀念と云ふものは事實上拂拭せられず、敗け戦であつた大東亞戰爭中、而も戰場や工場等に於て數多い問題が起つて居つたのであります、（中略=数日前に香川県でおこった差別事件について紹介）斯くの如きことは封建的な身分上の差別と云ふものが、今日も尚ほ事實上國民の觀念から拂拭されて居ないからであります、要するに日本の歴史に於て、征服者が被征服者を抑へ付けて置き、之を蔑視して來た爲に、斯かる不都合なる蔑視が今日まで遺つたのであります、我々は今こそ歪められたる日本の歴史を検討し、正しい歴史を確立して、此の蔑視の根源を除去しなければならないであります、惟ふに民主主義の第一原則は人權の確立であります、即ち身分制度、其の他人間に附屬せる一切の特權が廢止され、法律の前に總ての人間が自由平等に扱はれ、人格を尊重されねばならないであります、華族制度の如き身分制度を未だに維持することは、此の民主主義の原則に悖るものであります、「ポツダム」宣言の根本精神に反するものと言はなければなりません、政府が今日尚ほ斯くの如き封建的身分制度を全廢せず、一部的改革位で存置して置かうと云ふことは、今日行はれて居る民主主義革命の意義を、政府が理解して居るものか否か了解に苦しむ次第であります、私は三十年來の主張と鬪ひを今日も尚ほ毫も緩めるものではありません、今こそ此の主張の實現の最も好い機會と考へて居るのであります（拍手）政府にして尚ほ斯くの如きものを何等かの形で存置して置かうとするならば、私は茲に決意を新たにし、全國の同志を糾合し、敢然封建的身分制度打倒の爲に闘ふ覺悟を有して居る者であります（拍手）そこで私は水平社の問題解決の爲には、華族制度の廢止が必要なりと信ずるのであります、其の爲にはどうしても此の華族制度をなくしなければならないと思ふのであります、政府は今直ちに華族制度廢止の處置を講ずる意思があるかどうか、それを御尋ねする次第であります」

この質問は、1936年当選直後に行った「不当に特権を得ている華族の存在が部落民が不当な差別を受ける原因であり部落解放のためには華族制度を廃止すべし」との衆議院本会議での質問等を背景にしたものであったが、封建的身分制度としての部落差別解消のためにはその対局となる華族制度を廃止すべきであるという問題意識（貴族あれば賤民あり）に従つたものであった。

1946年2月に、日本国憲法のマッカーサー草案が吉田茂首相に提示された際、13条（現在の14条）は、差別が禁止される事由（いわゆる1項後段列挙事由）として、race、creed、sex、social status、caste or national origin とあげていた。当初は sochial state は含まれておらず caste のみだったところ、caste では out caste（アウトカースト）問題である部落問題が含まれないことに気づいた民政局の担当者によって、加筆されたものである。華族制度をはじめとするようなカースト（門地）と対になる被差別部落問題が当初から意識されていた。

第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正案特別委員会の1946年9月16日の議事録では、この「社会的身分」という言葉をめぐって、当時貴族院議員であった刑事法学者の牧野英一と憲法担当国務大臣金森徳治郎との間でやりとりが行われている。

○牧野英一君（前略）「政治的、經濟的又は社會的」身分と云ふことがあります
が、社會的身分と云ふのは、どう云ふことを御指しになるのか、之をちょっと伺
ひたい

○國務大臣（金森徳次郎君） 社會的身分と云ふのは、社會的な事情に依つて起
つて居る身分と云ふやうなことにならうと思ひます、門地に依る身分とは異り、
社會的な種々なる事情に依つて何等かの差が起り得る場面があるではないか、例
を挙げますことは、言葉は差控へますけれども、今日の午前中に普通の民の
上に貴族と云ふものがあると申上げたのも同じやうな考で以て、其の反対の側に
も兎に角何がなしに今迄空氣があつたと云ふことを申しました、それが恐らく是
の例證になり得るものと思つて居ります、尙前の法の下にと云ふ所で「ワイメー
ル」憲法には「ゲゼツ」るとあると云ふことを言ひましたが、此の憲法自身は不

文法を含みまして成文なき所にも法律上の不平等が起らないと云ふ風にすべきものであると云ふ前提の下に、此の廣い法と云ふ言葉を使った次第であります

○牧野英一君　社會的身分と云ふことに付て、貴族の身分と云ふやうなことを今例として仰しやつたやうに心得ますが、まあ此の貴族と云ふ制度を止める、止めぬと云ふことは後刻伺ひますが、もつと適切な、兎に角此の後へ持つて來て社會的關係に於て差別されないと斯う云ふことになるのですから貴族と云ふものは廢止すると云ふのは此の規定の表面から行くのでせうが、社會的身分は殘つて居ります、社會的關係で差別をされないと云ふやうな適切な例がありませうか、「エキザンブル」を伺ひたいと思ひます

○國務大臣（金森徳次郎君）　先程の私の申上げましたことが何か十分御了承を願へないやうに思ひますけれども、私は貴族が此の社會的身分であると云ふことは申しませぬ、寧ろ主たる關係は門地と云ふ方に屬するものと思つて居ります、社會的身分と申しまするのは結局社會的なる事情に依つて起つて居る一つの特性から來る身分であります、それは丁度人の上に貴族を考へるのと同じやうな意味に於て、反対の側に今日考へられて居る或人々の集團があるではないか、それが此の事例になり得るのだ、斯う云ふ風に申上げましたが、それを當嵌めますれば、後段の所も自然説明が出來るものと思つて居ります

ここからは、被差別部落問題を念頭において、そのために「社會的身分」という言葉が用いられたことが読み取れる。

1946年7月29日に開催された第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員会では、「社會的身分」という言葉をめぐって、生まれながらの自分では変えることのできないものをさすという趣旨が明確にされるやりとりも行われている（出席委員：委員長 芦田均、廿日出彌、江藤夏雄、犬養健、吉田安、鈴木義男、森戸辰男、林平馬、大島多藏、笠井重治、北れい吉、高橋泰雄、原夫次郎、西尾末廣）。

○吉田（安）委員　十三條ですが、私共の方では字句の配列ですけれども、草案では「人種、信條、性別、社會的身分又は門地」とあるのを、「性別、門地又は社

會的地位、」斯う云ふ風にしたいと思ひますが、特別には理由がある譯ではありませんけれども、字句の配列上斯うしたら宜いぢやないか、唯「身分」と云ふのを「地位」に變へましたのは、何か「身分」と云ふと一寸感じがどうかと思ひます、それで「地位」と云ふことにして修正して置きます

○芦田委員長 佐藤君どうですか

○佐藤（達）政府委員 一寸其の點説明さして戴きたいと思ひます、是は「ソーシャル・ステータス」と云ふ言葉に當ると思ひますが、社會的地位と云ふ言葉も考へました（代理人注：1946年3月6日の日米協議による改正草案要綱ではいったん「社會的地位」という言葉が用いられた）けれども、社會的地位と言ひますと、例へば村長さんになつて居るとか、議員さんになつて居ると云ふやうなことも社會的地位ぢやないか、さうすると其の禁止の幅が少し廣いやうな感じがある、「ソーシャル・ステータス」と云ふ言葉の意味は委員長あたりの方が能く御承知と思ひますが、十三條と致しましては生れながらのと申しますか、何か容易に變へられない事柄に依つて「ディスクリミネーション」をやらないと云ふことにしたい、身分と云ふ言葉が良いか悪いかは別ですが、社會的地位と言ふよりも社會的身分と言つた方がさう云ふ氣分が出はせぬかと云ふことで、此の言葉を選びました、是れ亦人々の御考へに依つて違ひませうけれども、社會的地位と言ふと、重役さんだと云ふやうなことまでも聯想するやうな氣もされるのです

（2）「差別をされない」の意味

1946年6月20日、政府が帝国議会に提出した帝国憲法改正案第13条1項は、「全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けない」とされており、現状の「差別されない」とは異なつていた。

この点に関しては、議論が行われた上で文言の訂正が行われている。

上述した1946年7月29日第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員

会での議論である。

○森戸委員 先刻の「差別を受けない」と云ふことは、「されない」の方が宜いのぢやないですか、「受けない」と言ふと待遇がある方が工合が宜い、「差別をされない」の方が宜い

○芦田委員長 詰り差別と云ふ字を動詞に使ふか名詞に使ふかと云ふことですね、廿日出君の御意見はどうだつたのですか

○廿日出委員 「差別されない」です

○原委員 どつちでも宜いやうなものですけれども、「差別を受けない」と言ふと受動的で斯う云ふ人達が差別を受けないと云ふことですが、「差別されない」と言ふと、その所が少し主動の方からも何だか意味が違つて来て、是は原案の通りに「差別を受けない」で差支へないやうにも思ふのですが、主に國民に對して、國民の平等権を認めて居るものですから、國民の平等権から見ると「差別を受けない」の方が一寸文章の工合としても宜いやうに思ふのですが……

○芦田委員長 それも伺つて見ると、一理ありますね

○林委員 差別と言ふと最も大きな社會問題が日本に御承知のやうに殘つて居る譯でありまして、今此の憲法改正に當つても相當熱心な希望を申入れて來て居る筋もある譯であります、さう云ふ心持を取り入れることが出來ないかと思ふと中々難かしい、丁度此處がそれに當つて居ると思ふのですが、さうすると差別を受けないとか、されないではなく、差別してはならないと言つた方がぴつたり來るのではないかと思ひますが、如何でありますか

○原委員 上から、國民からと入れなければならぬ

○吉田委員 さう云ふことをしてはならないと云ふ……

○林委員 國民は是れ是れ是れに依つて政治的、社會的、經濟的の差別をしてはならない……

○芦田委員長 若し英文を尊重するやうな意味なら、林君の言ふやうな意味に書いて居るやうに思ふけれども……

○鈴木委員 國民を差別してはならないと云ふことにならなければならぬ

○林委員 國民はお互ひに差別してはならないと云ふことにしたいが、さう云ふ解釋にしたら……

○芦田委員長 差別を設けてはならないと云ふやうなことですね

○林委員 さうです

○笠井委員 英文で「シャル・ビー・リスペクテッド」と強く言つて来て居りますから……

○鈴木委員 差別あるべきではないと云ふ意味なんだ、英語では……

○大島委員 大して不都合でなかつたら、原文通りで進行を御願ひします

○吉田委員 私は大して何もなかつたら林さんの説を御採用願ひたいと思ひます

○高橋委員 私は「差別を受けない」と云ふのは、國民の側から考へて、やはり「受けない」と云ふ原文の方が宜いと思ふ、林さんの氣持もそれで入つて居るのではないかと思ふ

○吉田委員 どつちでも宜いですが、やはりする方が悪いぢやありませんか、してはならないと云つた方が尚ほはつきりしはしないか

○鈴木委員 此の法律あることに依つて差別してはならなくなるのですよ、法律の方が前提であるから、此處まで變へてしまふと餘り親切が過ぎて工合悪くなるのです、法律の方は「差別されない」と云ふやうにして宜しいのです

○芦田委員長 さうすると、「差別を受けない」と云ふのと、「差別されない」と云ふのと二つの御意見がある譯ですね

○鈴木委員 他の條文との關係に依ると、「されない」の方が妥當のやうです、他の方もさう云ふ行き方をして居る

○芦田委員長 「差別せられない」としますか、「差別されない」としますか

○鈴木委員 「差別されない」の方が簡潔明瞭ですね

○芦田委員長 佐藤君、そこはどうですか、「されない」とするが宜いか……

○佐藤(達) 政府委員 其の二つの中では、「されない」の方が他の文章とは合ふ

やうに思ひます

○笠井委員 「差別」と云ふのは名詞に使つたのでせう

○芦田委員長 では「差別されない」と云ふことにしてはどうですか

○笠井委員 委員長、私は是は原案の通りで宜いと思ひますが、若し林君のやうに直さないならば……

○芦田委員長 どうですか、多數はどうも「されない」説に賛成のやうですが、笠井君、どうか賛成して下さい

ここでは、差別を禁止するという趣旨を明確にするために「差別をされない」と文言が変更されたことがみてとれる。

(3) 文言についての確認～法的効果

この第90回帝国議会は、日本国憲法の各条項について議論が展開されており、1946年7月16日に開かれた衆議院帝国憲法改正案委員会では、戦前の衆議院議員としていったん公職追放になった松本治一郎に代わり、同氏を引き継いで議員活動を行っていた田原春次議員と憲法担当大臣、法務大臣との間で、以下のとおりのやりとりがあり、13条（現在の14条）の法的意味について確認が行われた（これは上述の「差別されない」に変更される前の6月20日段階の政府が議会に提出される前の13条の案文をもとにした議論である）。

○田原委員 第十三條に付て御尋ね致します、此の法の下に平等と云ふ意味はどう云ふ意味ですか、是と第二十三條に例へば法律と云ふ言葉が出て居りますが、それとの関係はどう云ふことですか

○金森國務大臣 此の法と他の場合の法律と言ふ言葉が、實際に於て趣旨を異にして居る譯ではありませんけれども、法律と書いてありまするのは、形式的な普通の世間で申しまする法律、即ち議會の協賛を経て出来る所の法律をして居る譯であります、それから此の十二條で言つて居りまする法のもつと資質的に之を考へまして廣い意味の法、即ち不文法も含んで居る法でありまして、慣習であ

れ、其の外どう云ふものが考へられるかは學説の分るる所であります、苟くも人間世界の法律學者が扱ひまするやうな法と云ふものを全部含めまして、さう云ふ法の上の手續と云ふ意味であります、もつと具體的に申しますれば、命令で以ても差別を破つてはいけないと云ふことまで含んで居ります

○田原委員 さうすると慣習も含まれて居ると云ふのでありますか

○金森國務大臣 慣習法的價値を持つて居る慣習、詰り世間で大抵慣習と言つて、法律的な場面で使ひますれば慣習法であります、其の慣習法も含んで居ります

○田原委員 次の人種の意味如何、それから人種と民族との關係はどう云ふことであるか

○金森國務大臣 専門的な的確な御答へは出來ませぬけれども、人種と言へば自ら何か學問的に決まって居りまして、血族其の他の關係に依りまして一定の特質を持つて居るものが人種として區別されると考へます、一つの國の中に、相異なる血統其の他の關係に依つて學問上人種として別け得るものがあれば之に屬すると云ふ趣旨であります

○田原委員 社會的身分と門地の問題であります、例へば士族と云ふのはどつちに入つて居るのでありますか、是と條文から来る扱ひ方はどう云ふのでありますか

○金森國務大臣 餘り深く考へて居りませぬが、強ひて言へば社會的身分と云ふことにならうと思ひます

○田原委員 十三條前段の意味は恐らく從來の政府側の答辨から總合しまするに、社會的身分又は門地に依る差別を受けないと云ふ場合は社會的優位な身分若しくは優位なる門地、例へば前に於ては士族、或は後に於ては華族と云つたやうな意味が比較的濃厚に答辨の中に出で居ると思ひます、今私がここで御尋ねしたいのは、社會的に低い身分と見られて居る一部の日本人に付でであります、それは法律の下に於ては平等であり、人種としても同等に取扱はれて居るかの如くに學問上はさう見られて居りますが、實際生活の場面に於きまして、世に所謂被壓迫部

落、具體的には全國水平社の三百萬の同時に大衆の問題であります、過去數百年間の因襲、偏見等に依りまして、殆ど同一人種と見られず又法律慣習の下に於ては平等の待遇を受けず、甚だしく虐待の中に今日まで來て居るのであります、戦争中に於きましては、一億火の玉となり、打つて一丸となると云ふ「スローガン」はありましたが其の當時と雖も尚ほ全國の工場の中に於きまして、或は礪山に於て頻々として差別事件が起つたのであります、甚だしいのは戦死しました英靈の合同葬式に於きましても、所謂部落出身の者と一般の者と別々に葬式をすると云ふやうな例が頻々として起つたのであります、恐らく第十三條の規定を文字通り解釋しました時に、左様な差別があつてはならないと思ひますが、差別が尚ほ存した場合に、どう云ふ一體此の憲法から来る制裁なり法律的處置を考慮されて居るか、之に對して明確な御解釋を御願ひしたいと思ひます

○金森國務大臣 現實の此の第十三條の作用は、特に今御指摘になりましたやうな場面に於て、最も有效なる働きをするものであらうと考へて居ります、實際日本で人種、信條、性別等に於きましての色々の區別のある部分も多少ありますけれども、本當に注意すべき區分が行はれて居りまする面は今御話になりましたやうな方面にあるのであつて、此の規定が役立つ主眼點が其處に置かれて居ると私は信じて居ります、さう云ふやうな場面に諸般の差別が行はれます場合には、國法は固より眼つて居つてはいけないのであります是等に對して十分の措置を講じて斯様なことの起らないやうにすべき旨の原則が第十三條に掲げられて居るのであります、具體的方法は、又個々の他の法規を利用して具體的に實行せらるべきものと思ふのであります（拍手）

○田原委員 次に司法大臣に御尋ねしたいのであります、差別を受けないと云ふ解釋の上で、一つの裁判所の事件が數年前にあつたのであります、之を世に高松事件と申します、高松地方裁判所の檢事局に被壓迫部落に對する侮辱事件を提訴しました時に、部落民を部落民と言ふのが何が差別になるかと云ふ檢事の言ひ方から、偶々それが全國に擴がりまして、遂に此問題は全國の水平社同人が、司

法省に全國から歩いて陳情に行くと云ふ大事件になつた事が數年前にあるのであります、私が特に御尋ねしたいのは、「差別を受けない。」と書いてあるけれども、たとへば朝鮮人を朝鮮人と言ふのがなぜ差別になるか、斯う云ふ言ひ方「ユダヤ人」を「ユダヤ人」と言ふのがなぜ差別になるかと云ふやうな言ひ方と同様の言ひ方を一部の少數同胞に與へられました場合それ等の人の受ける壓迫感、羞辱感と云ふものは、其の立場にない者には到底分らない位深刻なものであります、ここに特に新しく憲法を作られる際に於きまして、是が人間の権利を最も尊重する建前からの法律であります故に、法律的な斯様な差別事件の起つた場合に如何なる處置をする積りで居られるか、司法當局の御用意を聽いて置きたいと思ひます

○木村國務大臣 御答へ致します、只今田原委員からの御説、私は至極御尤もだと思ひます、全國數百萬の水平部落民に對する從來の日本人の考へ方、取扱ひ方、之を見ますと、私も涙なくして見て居れないのであります、全く同情に堪へませぬ、先年高松裁判所に於ける檢事局の左様な事柄は、私も耳にして居りました、其の當時大いに私も是はいかぬと考へた一人であります、裁判所に於て若い者が左様な考へ方をして居つたと云ふ事實に對して、私は司法大臣として洵に申譯ないと考へて居ります、將來は左様なことのないやうに、十分の取扱をしたいと思ひます、而して左様な場合に如何なる處置を施すかと云ふことではありますが、私は左様な取扱をし、又部落民を侮辱するやうな言動があつた場合には、只今の刑法でも侮辱罪として犯罪を構成するものと考へて居ります、將來此の部落民に對する平等の取扱、差別ない日本の同胞として取扱ふと云ふことに付ては、我々政府當局者としては、將來十二分の處置を執りたいと思つて居ります

○田原委員 次に文部大臣に御尋ねをしたいのであります、同様の差別は教育關係に於ても頻繁として起つて居るのであります、本條に於ては政治的、經濟的、又は社會的關係に於て差別を受けないと云ふのであります、一番有名なものとしては島崎藤村氏の「破戒」と云ふ小説の中に現はれて居ります、小學校に教職

を奉じて居りましたが、其の出身が一部少數部落であるが故に同僚から迫害をされ或は其の實力があり當然時期も来て居るにも拘らず教頭にも校長にもなれない、斯う云ふやうなことは代表的には島崎氏の小説に現はれて居りますが、全國に頻々として起つて居ります、國民學校を卒業して身を教職に委ねたいと云ふ理想に燃える多くの子供達が師範學校に入つて數年して教職に就く間もなく其の自分の家系と申しますか置かれて居る社會的環境の故に甚しく失望し、さうして矯激な思想にも走ると云ふ例は非常に多いのであります、此の際文部大臣として左様な社會的身分又は門地に依り不遇な地位にある者が教職に就いて居りましても、十分實力を發揮し得ずして居る、さう云ふ者が澤山居りますが、固より表面は平等に取扱ふと云ふことを言はれるに違ひありません、併し寧ろ實質的に其の平等に取扱ふと云ふ意味を行政的措置の上に於ても積極的に現はせるやうにして、折角教職に就いて居る多くの有爲の人々を失望させないやうにしなければならぬと思ひますが、之に對する御見解を伺ひます

○田中國務大臣 御答へ申上げます、只今の御意見は全く御同感でございまして、從來さう云ふ事例がどの程度にあつたかと云ふやうなことは詳しくは存じないのですが、只今の御話で似て確かにあると云ふことでございます、是は特に將來新憲法の精神から見て、斯う云ふ事例は徹底的に芟除致しまして、本當の實力本位で平等の取扱をしなければならないと云ふことを努力致したいと考へて居ります、尚ほ從來は其の問題ばかりではあります、例へば信條に依る區別と云ふやうなことも「キリスト」教方面の信仰を持つて居るやうな人々がやはり偏見を以て見られて居ると云ふやうな弊もあります、さう云ふ問題と合せて徹底的に此の憲法の精神を敷行したいと存じて居ります

○田原委員 今までの金森、木村、田中三大臣の御見解に依りまして此の第十三條の目標とする所は、社會的に、或は經濟的に低い地位にあると言はれて居つた特に全國水平社の三百萬の人々に對しまして、全く新しい方針から出發して居るものであると解釋致しまして文字通りそれが實際政治の上に於て經濟上、社會上

に於て、全く平等に無差別に運営されることを希望して私の質問を終りたいと思ひます

この田原委員からの質問によって、13条（現14条1項後段）の「社会的身分」「差別されない」が、部落差別を念頭にその撤廃を意識して、国民の間に差別があることを許さないという趣旨から定められたこと、憲法の中で、差別をゆるさないことを定めるだけではなく、「被差別部落出身者に対する平等の取扱いなどについて将来的に具体的な措置を講ずる」ことが予定されていることも示された。このような議論の経過からは、14条1項が、差別されないということを含む具体的権利を保障したものであると理解するのが自然である。

さらに、14条1項列挙事由については、歴史的には、「市民」を市民でないものとして、あるいは二級市民としてしか扱わなかったために用いられてきた徽表であり、これらの事由はそのために社会に偏見を生んできたものである。そして、これらの事由については、代表者がこれらの少數者の利益を適切に代表することができないものと考えられるため、列挙事由については、訴訟上特別な意味を認め、裁判所による厳格な審査が正当化されると解する学説が有力である。上述のとおり、14条1項に列挙されている「社会的身分」が「被差別部落出身者であること」等を含むことからすれば、本件に関しても、裁判所は、一審被告らの行為によって、14条1項に定められた権利侵害が認められるかについて、積極的に判断を示すべきである。

（4）参考になる裁判例

興信所による身元調査については、憲法14条を直接に用いて不法行為であること認め、損害賠償請求を肯定した裁判例が存在する。大阪地裁判決（昭和48年4月3日）は、「営業の自由は絶対無制限な自由ではなく、その業務は憲法14条によって保障される法の平等に反してまでも行うことは許されない。この理は、たとえ個人の家柄・血統などの身元調査を営業目的とする法人が、その身元を調査し、その結果を依頼者に報告する業務行為であっても、当然に別異に解する根拠とすることはできず、

右報告行為によって人の名譽を毀損したときは不法行為を構成すると解すべきである。そして、憲法14条によれば、すべて国民は法の下に平等であって社会的身分によって差別されないが、同条の社会的身分によって差別されないとは、人の生まれながらにして、すなわち人の出生という事実だけによって決定される社会的地位または身分によっては、人の社会生活において均等でない取扱いをうけることがないことを意味するから、身元調査を営業目的とする法人が結婚に関する法人が結婚に関する身元調査の報告をする場合において、部落出身を理由として他の者と区別した報告をすることは社会的身分による差別であり、これを是認することは、法適用の一場面である裁判においては法を不平等に適用することになり、許されないと解すべきである。

これを本件についてみると、前示認定の事実によれば、本件身元調査に関する報告行為は、広く社会一般に流布するものではないが、たとえその内容において事実であったとしても、原告の結婚についての機会均等を奪い、社会的身分による差別取扱をしたものであり、右報告行為により原告の名譽を毀損したものと認めるのが相当である。」と判示し、身元調査で被差別部落出身者であることを報告して特別な取扱いをすることは社会的身分による差別的取扱いにあたるとした。

第6 インターネットの特性を考慮しない原判決の誤り

1 一審原告の権利侵害を制限する文脈でのみ「インターネット」に言及

一審原告は、原告準備書面6「第1 ネット社会における差別の特質」、同「第3 2 インターネット上で公開された『部落解放同盟関係人物一覧』情報を利用したと思われる傷害事件の発生」、準備書面8「「第3 ネット社会における差別の特質」」等と、本件権利侵害や損害の判断に際してはインターネットの特性を考慮しなければならないと主張してきた。

しかし、原判決は、本件権利侵害や損害の判断に際して、インターネットの特性を一

切考慮していない。

他方、原判決は、プライバシー侵害等を制限する文脈（「一般に広く知られている者及び自ら積極的にインターネット上で公開している者」（原判決37頁等）の個別のあてはめ）では、一審原告らのインターネット上の情報を考慮している。例えば、一審原告によつては、Wikipedia や第三者が開設しているウェブサイトの情報を基に「広く知られている」を認定し、プライバシー権侵害を否定しているが、自身がコントロール下になつた情報によってプライバシー権侵害が否定されるという極めて不合理な論理と帰結である。

このように一審原告の権利侵害を制限する文脈でのみインターネット上の情報の存在を考慮するのは、インターネット上の人格権侵害、部落差別をあまりにも軽視していると言わざるを得ない。

2 一審原告の権利侵害においてもインターネットの特性を考慮しなければならない

(1) インターネットでの掲示であることが慰謝料の増額事由

近時、人格権侵害（名誉毀損等）がインターネット上で行われた事案では、インターネットでの掲示であることが慰謝料の増額事由として考慮されることが増えている。

インターネット上の表現は、従来型のメディア上の表現とは異なり、世界中の誰もが容易に閲覧することができる上、削除されても元の情報が複製又は転載されることにより永続的に広まっていくという性質を有しており、被害の程度が深刻である。そのため、名誉毀損該当行為がインターネット上で行われていることは、損害の加算事由として考慮されなければならない。例えば、在特会が徳島県内の労働組合を標的に執拗な街頭宣伝を繰り広げ、その様子を録画した映像をインターネット上で公開した事件において、高松高裁平成28年4月25日判決ジュリスト1518号296頁（最三小判平成28年11月1日上告棄却・不受理）は、「インターネット上に公開された映像は、例え当該動画サイトから削除されたとしても、これを閲覧した者により

データが保存され、繰り返し再生することが可能となることは容易に想定でき、被害者に大きな精神的苦痛を与える」と判示して約330万円の損害を認めている。なお、東京地裁平成26年9月19日判決も永続性・拡散容易性につき同旨の判断をしている。

他方、原判決では、慰謝料額算定においてこのようなインターネット上の情報の永続性・拡散容易性について一切触れられていない。前記2(3)等でも触れたとおり、本件訴訟被告は、こうした永続性や拡散容易性を十分に理解した上で意図的に行ってみるとみるのが自然である。しかも、慰謝料算定ではインターネットの特性を考慮しない一方で、プライバシー権侵害を否定するための「広く知られている」の判断ではインターネット上の原告らの情報を考慮している。原判決は、インターネット上の差別を理解していないと言わざるを得ない。

(2) インターネットでの公表による「差別されない権利」の侵害

インターネット上の表現が、世界中の誰もが容易に閲覧することができる上、削除されても元の情報が複製又は転載されることにより永続的に広まっていくという性質を有しているという特徴は、上記慰謝料増額事由にとどまらず、「差別されない権利」や「差別されずに平穏に生活する権利」にとっては重大な脅威である。

特定地域を晒すことで、この地域は注意すべき・怖い地域、つまり怖い人たちが住んでいるということを不特定多数の人々に知らせ、意識を喚起する。特定の地域に住んでいる集団・人々は、自分達とは異なる人たちという意識を喚起するのである。このような特定地域を一つのウェブサイトで特集して掲載することは、被差別部落地域を不特定多数の人々に明らかにすることで、当該地域に居住する人々への偏見を植え付け、同時に、全国の被差別部落自体に対する差別意識を新たに創り出し又は増長させる。すなわち、出自によって特徴づけられる特定の集団に対する悪質な差別煽動になっている。(以上につき原告準備書面19の第3参照)。こうした悪質な差別煽動が、インターネットを通してなされることにより、半永続的に継続し容易に拡散される状

態が作り出されてしまったのであり、出版による差別扇動とは質的に全くことなる。ところで、本件訴訟の仮処分段階での決定を確認しておく。

出版差止仮処分の抗告審決定（東京高決平成29年6月16日（平成29年（ラ）759号）判例集未登載）では、『復刻版』が原告らの「人格権（不当に差別されずに生活する法的利益）」を侵害すると判示した。「不当に差別されずに生活する法的利益」をあえて明示していることからすると、憲法14条1項を参照して「人格権」を導き出したと解することができる。また、ウェブ差止仮処分の抗告審決定（東京高決平成29年9月28日（平成29年（ラ）782号）判例集未登載）でも、「不合理な差別を受けないという人格的利益が認められるというべきである」と判示した。これも出版差止仮処分の抗告審決定も同様の解釈をしていると思われる。さらに、不動産仮差押の異議審決定（横浜地相模原支決平成29年7月11日（平成28年（モ）2058号）判例集未登載）では、「他者から不当な差別行為を受けることなく円滑な社会生活を営む権利利益は、『差別されない権利』という名称を付するか否かはともかく、人格権もしくは人格的利益の一つとして保障されるべき」であるとし、「同和地区出身者であることを摘示されることは、それによって、現に差別的取扱いを受けていなくとも、いついかなる時に、知人のみならず見ず知らずの第三者からさえも、差別的取扱いを受けるかもしれないという懸念を増大させ、その平穏な生活を脅かすものになる」と判示した。

以上のように、一審被告らの加害行為（『復刻版』等の公開）がインターネットを通してなされていることを考慮すると、より一層、「差別されない権利」ないし「他者から不当な差別行為を受けることなく円滑な社会生活を営む権利」を侵害しているといえる。

第7 損害額の認定について

1 原審の認定

原審において、権利侵害が認められた一審原告について認定された損害額は、5500円～4万4000円（一審被告らの行為によって一審原告らに生じた損害にその1割の弁護士費用を加算したもの）にすぎなかった。以下、原審の損害額の認定についての問題点を指摘する。

2 著しく低額な損害額

（1）名誉毀損訴訟・プライバシー侵害に対する慰謝料額について

名誉毀損・プライバシー侵害事件で認容される慰謝料額は、1990年代ころまでは低額にすぎるとの批判が根強かった。

しかし、2000年ころから認容慰謝料額が高額化してきたといわれる。この転換には、裁判官や裁判所による研究が公表されたことが関係しているとみられている。司法研修所「損害賠償請求における損害額の算定」（判タ1070号4頁・2001年）、東京地方裁判所損害賠償訴訟研究会「マスメディアによる名誉毀損訴訟の研究と提言」（ジュリスト1209号63頁・2001年）、大阪地方裁判所損害賠償実務研究会「名誉毀損による損害賠償額の算定」（NBL731号6頁・2002年）などでは、これまでの賠償額が低すぎることが指摘され、名誉毀損の慰謝料額について「500万円程度を基準額とすることも1つの考え方」と紹介されたりもし、定額化の試みも行われた。

西口元ほか編著『名誉毀損の慰謝料算定』（学陽書房・2015年）は、民事の名誉権、プライバシー権、肖像権などに関する事件について、2003年から2014年に言い渡された判例集に掲載された判決を検討対象として、慰謝料に関する傾向を分析しているが、慰謝料の中央値は、公人 110万円、著名人 100万円、被疑者・被告人、受刑者 200万円、一般人 50万円などとなっており、上記のような高額化の影響は必ずしも一般人には及んでいないと指摘される。松尾剛行ほか著『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務第2版』（勁草書房・202

1年)は、2008年から2018年に言い渡された商用判例データベースに掲載されたインターネット上の名誉毀損等を中心的な損害とする判決の損害額の分析を行っているが、これによれば、2016年～2018年(最新)の中央値は50万円であるといい、高額化が広く進んだとは言い難い。

しかし、それでも、権利侵害が肯定される以上、数十万円台の損害額は認定されるのが通常といえ、原審の認定は、この裁判所の判決の傾向から大きくはずれている。そもそも、「他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない」(民法710条)とされ、慰謝料は、精神的・肉体的苦痛を癒すことを目的とするものばかりに無形損害に対する損害賠償をも含むと解釈されていることからすれば、一定額以上の損害額が認められなければ、損害賠償制度の趣旨にももとる。

(2) 本件の認容額の問題

原審が一審原告らに認めた損害額は、まさに雀の涙というようなものでしかない。まず、このような損害額は、一審原告らに発生した損害を填補するものには到底及ばず、一審原告らが自分や親族に対するさらなる差別がおこりうる大きなリスクと訴訟の当事者になることによる精神的・経済的負担を負ってまで、訴訟を提起した目的が達成できないものにすぎない。また、こんなに認容額が低ければ、一審被告らは、違法行為を行ったことで何ら痛痒を感じることなく、今後も同様の侵害行為をくり返すことが予想され(一審被告らの応訴態度からすればそのように予想することには合理的な根拠がある)、さらには、一審被告らに追随する者が同様の加害を繰り返すおそれがある。

以下のような要素を考慮し、損害の認容のレベルを上げる必要がある。

(3) 損害額の算定にあたって検討すべき要素

近時の裁判例（たとえば、東京高判平成26年8月24日 判タ1407号99頁）は、「名誉毀損の内容、表現の方法と態様、流布された範囲と態様、流布されるに至った経緯、加害者の属性、被害者の属性、被害者の被った不利益の内容・程度、名誉回復の可能性など諸般の事情を考慮して個別具体的に判断することが相当」としており、他の裁判例も同様に、流布された情報そのものの性質、表現者側の事情、被害者側の事情、被害回復可能性などのさまざまな事情を考慮して個別に判断を導いているものと思われる。

本件では、インターネット上で情報拡散が行われている（むしろ、一審被告らは、拡散させることを最大の目的として、本件情報発信を行っている）。インターネットを通じて情報は即時に全世界に伝わっているが、その情報を完全に削除することはほとんど不可能である（情報提供には永続性がある）。いったんインターネットに掲載された情報は、検索機能を使うことによって、いつでもどこでもアクセスすることができるようになる。また、拡散された情報は、その受け手の好きな方法で保存することができ、さらに拡散することもきわめて容易である。特に、本件では、地名リストや部落解放同盟と「関係する」人物のリスト（と個人情報）が問題になっているので、リストが第三者に渡り、その後長く利用されるという危険性はきわめて大きく、情報の影響力はきわめて大きく、その点が重視されなければならないと考える。

また、控訴審一審原告第3準備書面で指摘したように、一審被告宮部は、仮処分違反の行為をくり返している。すなわち、一審被告宮部は、本年2月、Chatwork（いわゆるSNS）内に、「人権啓発センター」という名称のグループを作成し、同グループ内で、「全国部落解放研究所 Wiki」のURL、閲覧に必要なユーザー名・パスワードを投稿し、不特定多数の者が、「全国部落解放研究所 Wiki」に掲載された情報を閲覧可能な状態としている。また、一審被告宮部は、自身が運営するTwitterアカウント「神奈川県人権啓発センター（公式）@K_JINKEN」（フォロワー数2393名本年10月2日現在。誰でも内容をみることできる）や、YouTubeチャンネル「神奈川県人権啓発

センター」(チャンネル登録者数5,8万人本年10月2日現在。誰でも内容をみることができる)において、上記chatworkに参加するように積極的によりかけてもあり、一審被告宮部は、ネット上の不特定多数がこれらの情報にアクセスできる状態を作り出している。一審被告宮部の仮処分決定を意に介さない程度は、加害者の行為の執拗性、高い違法性を示す事象として重視されなければならない(一審被告は、そもそも自分の行為によって、プライバシー侵害や名誉権侵害が生じることを意識しながら、本件で問題になっている全ての行為を行っている)。

3 算定方法の根拠を示さない原審判決

原審は、各原告のそれぞれの事情について、どのような点について明らかにされ、プライバシー権・名誉権侵害が生じているのかを詳細に認定しているが、その各要素と認容損害額の関連性について、一般的な考え方を明らかにしていない。そのため、各原告の損害額の算定が合理的に行われているか検証することは困難であり、事後的に損害額の算定の合理性・正確性について検証することができない。

損害額については個別的事情を検討すべきであることは否定しないが、氏名、住所、電話番号などの開示について、その開示によって、いかなる損害が生じうるかについて検討しないまま、単にあてはまる項目の数から損害額の算定を行っているとすれば、裁判所の判断として不適切というほかない。

4 一審原告らのうち、その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された者は権利侵害が認められるべきであること(争点2)

原審は、一審原告らのうち、その住所又は本籍が本件地域一覧に本件地域として記載された地域に属する者について、一審被告によるプライバシー権及び名誉権侵害を認めているが、一審原告らのうち、その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された者についてはプライバシ

一権侵害及び名誉権侵害を認めていない。その理由は、これらの情報と本件地域情報とを照合してこれらの者が本件地域の出身であると調査することが容易であるとはいえないとしている。しかし、第1準備書面（控訴理由書）第1・3（16頁～）で述べたように、部落差別の実情として、戸籍情報を基にした差別（系譜的側面にも着目した差別）が現在も絶え間なく続いているのであり、過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所等による差別されるケースが多々生じているのであり、原審の判断は失当である。この場合にも、プライバシー権侵害、名誉権侵害そして差別されない権利の侵害を認めるべきである。

原審で提出した公正証書（甲344）には、一審原告らのうち、その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された者が多く記載されているので、これらの一審原告については権利侵害を認めるべきである。また、控訴審においても、新たに公正証書を提出しており（甲490）、この中にも一審原告らのうち、その過去本籍や過去住所又はその親族の本籍、住所若しくは過去住所が本件地域一覧に本件地域として記載された者が多く記載されているので、これらの一審原告についても権利侵害を認めるべきである。

以上